

## 芝山町キャラクター「しばっこくん」使用取扱要綱

平成25年4月1日

告示第16号

(改正令和3年9月30日告示第80号)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、芝山町キャラクター「しばっこくん」(以下「キャラクター」という。)を使用するときの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、町が定めたキャラクターの基本デザイン(別記1)、基本ロゴ(別記2)及び町長が別に定めるその展開デザイン等をいう。

### (使用承認の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ芝山町キャラクター使用承認申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体及びこれに準ずる団体が使用するとき。
- (2) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (3) 報道関係機関以外の報道紙や地方広報紙等で、町長がその使用目的を前号に準ずると認めたとき。
- (4) 芝山町内の教育機関等が教育目的で使用する場合。
- (5) キャラクターの使用承認を受けた物品に関連した広告又は宣伝に使用するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に認めたとき。

### (使用の承認)

第4条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、キャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次

の各号のいずれかに該当するときは、町長は、キャラクターの使用を承認しない。

- (1) 芝山町(以下「町」という。)の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 「しばっこくん」のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 特定の個人、団体又は政党及び宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (4) 町の行事又は町の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがあるとき。
- (5) 法令及び公序良俗に反し、または反するおそれがあるとき。
- (6) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められないとき。
- (7) 別に定めるデザインマニュアル及び使用マニュアルに従って使用しないおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、キャラクターを使用することが不適切であると認められるとき。

2 町長は、前項の審査の結果キャラクターの使用を承認するときには、芝山町キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)を、承認しないときは芝山町キャラクター使用不承認通知書(様式第3号)をキャラクターの使用承認を申請した者に通知するものとする。

(使用の範囲)

第5条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、キャラクターを物品本体、そのパッケージ、該当物品の広告物等に使用することができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(キャラクターの適正使用及び著作権の表示)

第7条 使用者は、キャラクターを使用するときは、この要綱を遵守し、キャ

ラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適性に使用するとともに、販売を目的とする商品にキャラクターを使用するときは、物品の安全性及び品質についても十分な配慮をしなければならない。

- 2 使用者は販売を目的とする商品に使用するときは、物品に関して、関係法令を遵守しなければならない。
- 3 町長は、使用者のキャラクター使用方法が、キャラクターのイメージ、信用性等を損なうおそれのあるとき、又は関係法令に意反するおそれのあるときは、使用者に対し是正を求めることができる。
- 4 使用者は、原則として物品本体、そのパッケージ及び該当物品の広告物等に付されたキャラクターの適切な位置に「芝山町キャラクターしばっこくん」又は「◎芝山町2013」を表示しなければならない。ただし、町長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(同一性の保持)

第8条 使用者は、物品の意匠について、別に定めるデザインマニュアルに従うものとし、本来の意匠と同一性を損なわないようにしなければならない。

- 2 使用者は、キャラクターの使用に関して、町の信用を害することがないように努めるものとする。
- 3 販売を目的とする商品にキャラクターを使用する場合において、使用者は、キャラクターの使用承認を受けた物品が、町が製造又は販売する物品であると誤認されるおそれのないよう必要な配慮をしなければならない。
- 4 前項に違反するおそれがあると町長が認めたときは、使用者に対しキャラクターの使用中止又は物品の外観その他については是正を求めることができる。

(物品の確認)

第9条 販売を目的とする商品に使用することを目的としてキャラクターを使用する場合において、使用者は、商品の販売前に、第4条第1項の規定による承認を受けた物品の完成品を町長に提出しなければならない。ただし、物品

の性質上の理由等により、完成品を提出することが困難なときは、完成品の内容を確認ができるものをもって代えることができる。

- 2 町長は、前項の規定により提出された物品について、物品が適正でないと認めるときは、使用者に対して是正を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じ、町長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定による是正に要する費用は、使用者が負担するものとする。

(報告義務)

第10条 町長は、使用者に対し、キャラクターの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができるものとし、使用者は速やかにこれに応じなければならない。

(第三者に対する承認)

第11条 町長は、既に使用者に対して承認した内容と同一又は類似の内容に対して第三者に承認することができる。この場合において、使用者は、町長に対して、当該承認について何らかの意義を述べることはできない。

(利用権設定及び権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、キャラクターについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録してはならない。

- 2 使用者は、承認によって生ずる権利及び義務を第三者に貸与し、譲渡し又は承認させてはならない。

(承認内容の変更)

第13条 使用者が、使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ芝山町キャラクター使用変更申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、承認をするときは芝山町キャラクター使用(変更)承認通知書(様式第2号)を、承認しないときは芝山町キャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により変更を通知するものとする。

(紛争の解決)

第14条 キャラクターの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合、使用者は、自己の責任と自己負担において解決するものとする。

(使用者の物品に関する責任)

第15条 キャラクターを使用した物品の安全性、品質等については、使用者がすべての責任を負うものとする。

(損害賠償)

第16条 物品の構造上、製造上又はその他の欠陥等により第三者が損害を受け、その結果、町が第三者に対する損害賠償、訴訟費用その他の費用を支出した場合において、使用者は、町に対して直ちに該当費用を弁償しなければならない。

(使用承認の取消し)

第17条 町長は、キャラクターの使用がこの要綱及びキャラクターの使用承認の内容に違反していると認められるときは、芝山町キャラクター使用承認取消通知書(様式第5号)により当該使用承認を取り消すことができる。

2 使用者は、キャラクターの使用承認が取り消されたときは、自己の責任と費用負担において、キャラクターの使用承認に基づいて制作又は製造された一切の物品の配布、販売を停止しなければならない。

3 町長は、キャラクターの使用承認を取り消された者に対して、制作又は製造された物品の回収及び廃棄を求めることができるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行とする。

附 則 (令和3年告示第80号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記1(第2条関係)

◎デザイン



別記2(第2条関係)

◎ロゴ



別記3(第7条関係)

使用例1



使用例2



©芝山町 2013

芝山町キャラクターしばっこくん

使用例3



©芝山町 2013

使用例4



芝山町 2013

